

仕 様 書

1. 業 務 名

生活保護等診療報酬明細書点検業務

2. 目 的

生活保護等の診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検を行い請求等の誤りの発見・抽出及び頻回受診等該当者のリスト化を行うことで、医療扶助を適正に実施することを目的とする。

3. 実 施 場 所

受託者社屋内

4. 委 託 期 間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

5. 業 務 内 容

(1) 単月点検（毎月 レセプト約 10,000件/月）

- ・診療月分、傷病名（部位）、開始日、実日数、転帰不備
- ・初診料、再診料、実日数との不一致
- ・指導料、往診料、点数算出不明
- ・注射料の薬剤名、規格、単位、用量もれ、点数算出不明
- ・処置、手術、麻酔料の内訳もれ、点数算出不明
- ・その他の内訳もれ、点数算出不明
- ・入院料欄の内訳もれ、点数算出不明
- ・部位と歯冠修復、欠損補綴との不一致、歯数不一致
- ・薬価基準未搭載、経過措置品目期限切れのもの

(2) 他法他施策活用の可能性のあるもののリストの提出（毎月）

(3) 指定難病及び小児慢性特定疾病に該当する可能性があるもののリストの提出（毎月）

※指定難病の疾病に追加があった際は追加分の疾病についても抽出すること。

(4) 縦覧点検（年4回）

(5) 時間外・休日・深夜診療の実態のリストの提出（年4回）

(6) 訪問看護レセプトに対する医科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性の確認のリスト提出（年4回）

(7) 重複受診者のリストの提出（年4回）

(8) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）に変更可能な人のリストの提出（作成方法については、別添「ジェネリック医薬品に変更可能な人を抽出する業務」を参照のこと。）（年4回）

(9) 単月点検及び縦覧点検の結果、社会保険診療報酬支払基金（以下、「基金」という）への再審査請求となる電子レセプトについて、基金が定める方法によるオンライン請求用の再審査請求データを作成する。生活保護等版レセプト管理クラウ

ドサービスに対応した書類及びデータの形式とすること。

- (10) オンラインによる再審査請求データの作成ができないレセプトについては、再審査内容を登録したレセプトデータを委託者が貸与する電子媒体にCSV形式で保存する。
- (11) 受託者は点検を行ったレセプトについて、再審査請求の有無にかかわらず、その請求内容の傾向、問題点等に留意し、それらに関して委託者からの照会を受けた事項について回答し、あるいは委託者に随時、報告・意見等を申し出ること。
- (12) 提出する各種リストの様式及び記載内容等については、委託者、受託者協議の上、決定する。
- (13) (2)～(8)のリストについては、電子媒体（USBメモリ）に保存して提出すること。
なお、電子媒体（USBメモリ）については最新のセキュリティ対策機能が搭載されたものを受託者が用意すること。

6. 運 搬 等

受託者は委託者が貸与する電子媒体の受け渡しについては、次の搬送方法により相手方に搬送することとする。なお、搬送に関する経費については受託者の負担とする。

- ①日本通運株式会社による輸送システム「プライバシーガード」及びこれと同様の輸送システムによること。
- ②①の搬送方法が利用できない状況が生じた場合は、受託者の社員1名を含む複数人の搬送担当者が搭乗する受託者の搬送専用車による搬送を行うこと。また、その際は事前に委託者の許可を得ることとし、電子媒体の受け取り後は目的地まで直行すること。
- ③受託者は搬送上の事故が発生した場合は、緊急対応を行うとともに、委託者に対して直ちにその内容を報告し、その後、遅滞なく書面をもってその状況を委託者に通知し、事故の対応について協議すること。

7. 電子レセプトデータ等の取り扱いについて

- (1) レセプト点検は、電子レセプトデータを格納した電子媒体における外部委託点検とする。なお、業務に使用する点検システム及び端末機等は受託者で用意するものとする。
- (2) レセプト点検を行う場所は外部の者が立ち入ることができないよう、確実に施錠を行うとともに、点検に従事する者以外が点検に係るシステム及び端末機を操作できないよう必要な措置を講じることとする。また、この電子媒体は外部へのネットワークから完全に遮断された環境でのみ使用すること。
- (3) 電子レセプトデータの保管に当たっては、点検従事者のみが扱うことができるようにするなど、細心の注意を払うこと。
- (4) 電子レセプトデータについては、ネットワークを使った社外への転送、本支店間（営業所等を含む）への郵送やデータ移動等は行わないこと。
- (5) 電子レセプトデータは点検に係るシステムに移動する以外は複写及び複製をしてはならない。また、本業務が終了した際は、確実にデータを消去すること。

8. 報 告 等

受託者は、点検結果を翌月15日までに別添様式「生活保護等診療報酬明細書点検結果報告書」に必要な提出リストを添付し、報告すること。なお、令和7年度3月点検分については、令和8年（2026年）3月31日までに報告を完了すること。報告と併せて、委託者が貸与した電子媒体も返却すること。

9. そ の 他

- (1) 業務の処理を第三者に委任し、また、再委任しないこと。
- (2) 業務の実施に当たり、契約締結後速やかに作業責任者及び従事職員を定め、委託者に報告すること。また、委託期間中に作業責任者及び従事職員に追加、変更等が生じた際にも、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務のうち、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書（環境編簡易）のとおりとすること。
- (5) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとすること。
- (6) 業務実施状況等が不良と認められる場合は口頭及び文書で警告し、改善が認められない場合は契約を解除する。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、決定する。

別添

ジェネリック医薬品に変更可能な人を抽出する業務

1. 対象者の抽出

生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）と定期的に投薬を受けている人
（下記参照①～⑥）

① 循環器系の病気

狭心症、心筋梗塞、慢性心不全、不整脈、脳梗塞、慢性閉塞性動脈硬化症

② 呼吸器系の病気

慢性気管支炎、肺気腫、気管支喘息

③ 消化器系の病気

胃・十二指腸潰瘍、慢性胃炎、肝硬変、肝炎、慢性膵炎

④ 皮膚疾患の病気

アトピー性皮膚炎

⑤ 筋骨格系の病気

慢性関節リウマチ、痛風、骨そしょう症

⑥ 尿路系の病気

慢性腎不全、前立腺肥大症、高尿酸血症 など

2. ジェネリック医薬品への変更可能者リストの作成

1で抽出した対象者データをもとに、ジェネリック医薬品に変更できる人のリストを作成し、提出する。ただし、がん関連・精神疾患関連・重篤な病状など、変更を勧めることが不適当と思われる人については除外すること。その際、システム的に除外するのではなく、医療知識のある作業員が実際に直近のレセプトの病名を確認して除外すること。

作成するリストには削減可能金額、先発医薬品及びそれに対応するジェネリック医薬品の薬剤名を記載すること。

また、リスト作成の際には、ジェネリック医薬品使用率、ジェネリック医薬品に変更することによる効果額の試算等についても添付すること。

3. ジェネリックデータベースの更新

新たに認可された新薬、後発医薬品等について、その情報をデータベースに反映させ、リスト作成時は常に最新の状態で処理をすること。

別添様式

令和 年 月 日

住所
氏名

生活保護等診療報酬明細書点検結果報告書
(令和 年 月 点検分)

貴市より受託いたしました標記の件について、下記のとおり報告申し上げます

記

1. 点検実施年月日

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2. レセプト点検件数

単月点検 令和 年 月診療分 _____ 件

縦覧点検 令和 年 月診療分～令和 年 月 日診療分

令和 年 月診療分 _____ 件

令和 年 月診療分 _____ 件

令和 年 月診療分 _____ 件

合計 _____ 件

3. 患者処遇のための点検結果報告件数

(患者処遇のための点検結果連絡票による) _____ 人

4. 診療報酬請求明細書再審査報告書

区 分		再審査件数
入 院		
外 来	医 科	
	歯 科	
	調 剤	
合 計		

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

委託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、委託者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに委託者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング事業（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 4

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 委託者と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 委託者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、委託者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 委託者、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。